



福祉・介護・健康

[Close Up]

出張理・美容サービス

在宅で生活している寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスをいたします。



- ▼対象(次のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)
 - ①重度障がい者
 - ②要介護認定4以上の(1年以上)
- ▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

「ようこそ！邑楽へ」の人にも「これから邑楽で」の人にも

くらしのサポート制度

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがあります。そこで「サポート制度」の一部を5つのカテゴリーに分けて、20ページから25ページにまとめました。年間を通して手元にあると便利かもしれません。

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5024

特定疾患等患者見舞金

特定医療費(指定難病)を受給している人などに見舞金を支給します。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
 - ①特定医療費(指定難病)を受給し

- ▼費用 1食500円
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5045

徘徊探知器の貸し出し

認知症高齢者を介護する家族などに「徘徊探知器」を貸し出します。

- ▼対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人
- ▼費用 月額千円
- ※利用者が町民税非課税の場合無料。
- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する

紙おむつなどの支給

在宅で生活している寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどの支給を行います。

- ▼対象(町内に住所があり、次のいずれかに該当する人)
 - ①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上
 - ②排せつ行為に支障のある身体障害者手帳1・2級または、療育手帳Aの認定を受けている

家でもできる電子申請

なかなか役場まで行くことができず、申請ができないことありませんか？そんなときは、電子申請があります。



◀こちらから申請ができるサポート制度もあります。22ページの「産後ケア」と「出産・子育て応援交付金」はこちらから、申請ができます。

②小児慢性特定医療費を受給している

③じん臓機能障害などで人工透析療法を受けている

- ▼支給額 月額3千円
- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼必要書類 通帳

- ①の人は特定医療費(指定難病)受給者証
- ②の人は小児慢性特定医療費医療受給者証
- ③の人は身体障



▼支給内容(一月あたり次のいずれかを支給)

- ①紙おむつ2袋 ②紙おむつ1袋と尿取りパッド2袋 ③尿とりパッド4袋

住宅用火災警報器支給

在宅で生活している一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器(煙式・電池式)を1世帯につき1個支給します。住宅用火災警報器は火災により発生する煙を早期に感知し、知らせしてくれる重要な機能を備えています。

- ▼対象(町内に在住し、次の全てに該当する人)
 - ①自宅に住宅用火災警報器を設置していない
 - ②申請者が現在居住し、所有する住宅に設置する
 - ③住民税非課税世帯に属している
 - ④「ひとり暮らし高齢者調査」における調査対象者である
- ▼費用 無料
- ▼申請方法 各地区の民生委員に

害者手帳

- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5024

緊急通報装置の貸し出し

一人暮らしの高齢者などにポタ一つで119番通報できる「緊急通報装置」を貸し出します。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
 - ①おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ②日中高齢者のみの世帯
 - ③身体障がい者のみの世帯
- ▼費用 無料
- ▼申請方法 各地区の民生委員に申し込む

介護用車両購入費補助

申請前の購入・改造は補助の対象になりません

在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者を乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。



- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022、各地区の民生委員

対象	補助上限額(福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から
	(a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額(上限10万円)

※車両によっては福祉車両と認められない場合があります。事前に相談ください。

- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022

救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者などに「救急医療情報キット」を配布します。これは、高齢者などが救急搬送される際、的確な処置を受けるためにあらかじめ自分の情報を保管しておくものです。

- ▼対象(次のいずれかに該当する人)
 - ①65歳以上の高齢者
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の認定を受けている



- ③その他持病などにより健康に不安がある
- ▼費用 無料
- ▼申請方法 役場福祉介護課で申請する
- ▼申請・問合せ先 役場福祉介護課 47-5022、各地区の民生委員

人間ドック 助成金

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者が人間ドックを受診する場合、健診費用の一部を助成します。(年度中1回限り)

▶対象(次の全てに該当する人)

- ①町に住民登録がある
- ②国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している
- ③②に滞納がない
- ④申請年度内に町の健診(特定健診)を受けていない(脳ドックのみ申請の場合は除く)

▶助成額 (日帰り)2万円、(一泊)3万円、(脳ドック)1万5,000円

▶申請方法 役場住民保険課に以下の必要書類を提出する
【必要書類】検診結果報告書、検診費の領収書、保険証、印鑑、預金通帳、町の健診(特定健診)の受診券、受診票(脳ドックのみ申請の場合は不要)

申請方法などの詳細は町ホームページへ



申請・問合せ先 役場住民保険課 47-5020

妊娠・子育て



不妊・不育症治療の助成

不妊治療・不育症治療費の一部助成を実施しています。

▼対象(次の全てに該当する夫婦)

- ①法律上の婚姻関係にある
- ②夫婦の一方または両方が1年以上町内に在住している
- ③医療保険各法における被保険者または被扶養者で町税の滞納がない

	不妊治療	不育症治療
▼内容	左表のとおり	左表のとおり
対象(※1)	不妊治療で行われる医療保険適用以外の検査や治療費	不育症治療で行われる検査や治療費
助成金額(※2)	医療保険適用以外の額で上限15万円	自己負担額の2分の1の額で上限30万円
申請期限(※3)	治療が終了した日が属する年度の3月31日まで	治療が終了した日が属する年度の3月31日まで

- ※1 文書料食事代などは対象外。
- ※2 他の公共団体で助成を受けている場合は、その金額を引いた額が自己負担額。
- ※3 申請期限に間に合わない場合は、3月中旬に保健センターへ連絡

▼助成回数 年度あたり1回(通算して5回まで)

妊活LINEサポート



妊活に1人で悩んでいませんか？
相談しづらいと思いませんか？
悩みや疑問をLINEで
専門スタッフが
あなたに最適な
アドバイスをお届けします。

登録手順

- ①下記QRでLINE友達追加
- ②クーポンコードを入力
※入力することで無料になります。
- ③LINEで無料相談が可能に



クーポンコード
ora 邑楽町大字〇〇

※「〇〇」にはお住いの大字名を入れる。

産後ケア

出産直後の心身ケアや乳房ケア、
休養などの支援を行っています。

▼対象 町内に住所のある産後1
年未満の母子

▼施設・日時 左表のとおり

※各施設により上限月齢がある。

施設名	曜日	時間
公立館林厚生病院 (館林市成島町)	④・⑥曜日 ※毎週ではありません。	午前9時30分 ～ 午後5時30分
鈴木助産院 (太田市丸山町)	毎週④・⑥・⑧曜日 ※祝日・年末年始除く。	午前9時～ 午後5時
なないるこどもクリニック (太田市龍舞町)	毎週④・⑥曜日	午前9時～ 午後5時
真中医院 (館林市本町)	詳しくは保健センターへ問い合わせる	
県立小児医療センター (渋川市北橋町)	詳しくは保健センターへ問い合わせる	

▼申請・問合先 保健センター
88-5533

出産・子育て応援交付金

出産・子育て応援交付金を地域
通貨「コハクペイ」で支給します。

【出産応援ギフト】

▼対象 令和4年4月1日以降に
妊娠届を提出した妊婦

※妊娠届を提出後に、妊娠を継続
しなかった人も含む。また、妊娠届
を令和4年3月31日以前に提出し
ていて、令和4年4月1日以降に
出産した産婦も対象。

▼金額 妊婦1人につき5万円分

▼給付時期 妊娠届提出後の妊娠期

▼申請期限 妊娠中

▼子育て応援ギフト

▼対象 令和4年4月1日以降に

妊娠・出産・子育ての
総合相談窓口は
子育て世代
包括支援センター



初めての妊娠・出産の不安
思いがけない妊娠
母乳やミルクは足りている？
子どもの成長が気になる
子育てが辛い、孤独を感じる
誰かに聞いて欲しい...

どんなことでもご相談ください
保健師が寄り添い、対応します

問合先
子育て世代包括支援センター
(保健センター内)
☎88-5533

妊娠届出

妊娠をした皆さんに寄り添った
支援ができるように、妊娠届の提出
の際に面談を30分程度行います。

▼持ち物 妊娠届出書、マイナ
ンバーカード

※マイナンバーカードを持っていない
場合は、個人番号が確認できる書類。

※夫以外の人が届出に来る場合は
委任状が必要。

▼受付時間 午前9時～11時、午
後2時～4時

▼問合先 保健センター☎88-
5533

子ども・就学



就学援助費と奨励費

経済的な理由で、小中学校や高
等学校などへの就学が困難な児童
生徒の保護者に、就学に必要な費
用を支給します。

【高等学校等就学援助費】

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、高等学校等に在
学している生徒の保護者
- ②生活保護受給者または生活保護
受給者に準ずる

▼支給額 月額2万円

▼申請方法 所定の申請書に記入
し、必要書類を添えて、町教育委員
会学校教育課で申請する

【小中学校就学援助費】

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、町内の小中学校
に在学している児童生徒の保護者
- ②生活保護受給者または生活保護
受給者に準ずる
- ▼支給額 学用品、修学旅行、給食
費などの一部
- ▼申請方法 所定の申請書に記入
し、必要書類を添えて、町教育委員
会学校教育課で申請する

【小中学校就学奨励費】

小中学校の特別支援学級の児童
生徒の保護
者に、就学
奨励費とし
て学用品・
修学旅行・
給食費など
の一部(就
学援助費の2分の1)を支給しま
す。該当する保護者には、5月下旬
に学校を通じてお知らせします。



▼申請・問合先 町教育委員会学
校教育課☎47-5041

災害遺児手当

交通災害や労働災害で親などを
失った児童の保護者に災害遺児手
当を支給します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

福祉医療費

福祉医療費支給制度は、保険診
療自己負担分を公費で負担するも
のです。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①子ども(18歳に至る年度末まで)
- ②重度心身障害者(特別児童扶養
手当1級、障害年金1級、身体障害
者手帳1・2級療育手帳A・B)、こ
れらと同程度の障がいがある人
- ③現在、18歳未満の児童を扶養し
ている母子・父子家庭、または父母
のいない18歳未満

▼資格申請書類
▼対象②の人 障がいの程度がわか
る書類の写し
▼対象③の人 母子・父子家庭がわ
かる書類
▼支給対象 保険診療に限る
※他の制度から医療費が支給され
る分は除く。

▼受給方法

県内の医療機関 福祉医療費受給資
格者証を医療機関の受付で提示する
県外の医療機関 医療費を一時立
て替え払いし、福祉医療費給付申
請書と領収書を役場住民保険課へ
提出する

※他の制度からの支払額がわかる
もの、限度額適用認定証がある場
合はお持ちください。

▼その他 退職や就職、保険組合
の変更で保険証が変わった人は、
必ず手続きを行ってください

▼申請・問合先 住民保険課☎47
-5020

ファミサポ会員募集

ファミリー・サポート・センターでは、子育ての
支援を受けたい人「おねがい会員」と、支援ができ
る人「まかせて会員」を募集しています。
※右記以外の時間は1時間あたり100円増。
※その他、食費・交通費などは事前に両方で確認。

申請・問合先 役場子ども支援課☎47-5048

会員	対象(以下に該当する人)
まかせて会員	①町内在住または在勤、②20歳以上(学生は除く)
おねがい会員	①町内在住または在勤、②3カ月～小学6年生までの子どもがいる
どっちも会員	両方に該当する
日時	料金基準(子ども1人1時間あたり)
⑧～④(午前8時～午後6時)	700円
④～⑥(午前8時～午後6時)	800円

医療・予防接種



高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を実施します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいを持つ
- ②左表に該当し、接種を希望する

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日～ 34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～ 29年4月1日
75歳	昭和23年4月2日～ 24年4月1日
80歳	昭和18年4月2日～ 19年4月1日
85歳	昭和13年4月2日～ 14年4月1日
90歳	昭和8年4月2日～ 9年4月1日
95歳	昭和3年4月2日～ 4年4月1日
100歳	大正12年4月2日～ 13年4月1日

※①・②に該当する人で、すでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある人は除きます。

※①に該当する人で、接種を希望する場合は、事前に保健センターに申請してください。

▼実施医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼費用 2千円

※公費補助は一人1回限り。

▼持参するもの 配布された予診票、保険証、接種費用

▼実施期間 4月1日④～令和6年3月31日⑤

※実施期間外の接種は全額自己負担。

▼申込・問合先 保健センター ■88-5533

麻しん・風しん

麻しんにならない、麻しんにさせないため、早めの接種をしましょう。

▼対象

- 1期 満1～2歳に至るまでの幼児
- 2期 来年少学校入学の幼児(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)

▼接種期間

1期 満1～2歳に至るまで

2期 4月1日④～令和6年3月31日⑤

▼予防接種ができる医療機関

館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施医療機関

▼接種費用 無料

▼申込・問合先 保健センター ■88-5533

二種混合ワクチン

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)は、乳幼児期の三種混合ワクチンに接種した追加免疫として、小学6年生に接種します。予防のため、早めに接種しましょう。

▼対象 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

▼接種期間 4月1日④～令和6年3月31日⑤

▼予防接種ができる医療機関 館林市邑楽郡医師会、太田市医師会、足利市医師会管内の個別接種実施

医療機関

▼接種費用 無料

▼申込・問合先 保健センター ■88-5533

子宮頸がん

令和5年4月より、使用ワクチンはシルガード®(9価)も選択できるようになりました。

▼使用ワクチン

サーバリックス®(2価)、ガーダシル®(4価)、シルガード®(9価)

▼対象

- ①中学1年生～高校1年生の女性(平成19年4月2日～平成23年4月1日生まれ)
- ②平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性
- ※平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、予防票の差し替えが必要。

▼その他

対象者には予防票を送付しています

▼申込・問合先 保健センター ■88-5533

骨髄移植ドナー助成金

骨髄などを提供した人の経済的負担を軽減し、ドナー登録者の増

加や骨髄などの移植を推進するため、骨髄または末梢血幹細胞の提供者などに助成金を交付します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①骨髄などの提供日に町内在住
- ②勤務先にドナー休暇がない
- ③他の自治体などから助成金などの交付を受けていない
- ④町税の滞納がない

※最終同意後に提供が中止になった人も対象。

▼助成内容

骨髄・末梢血幹細胞の提供に必要な通院・入院、または面談を行った日数1日につき2万円(上限14万円)

▼申請方法

提供を行った日、または提供最終同意日から60日以内に、必要書類を保健センターに提出する

▼必要書類

- ①邑楽町骨髄等ドナー助成金申請内容等確認書
- ②日本骨髄バンクが発行する骨髄などの提供を行ったことを証明する書類
- ③骨髄などの提供に必要な通院・入院などをしたことと日数を証明する書類など

▼問合先 保健センター ■88-5533

住まい・暮らし



浄化槽補助金

申請前の浄化槽工事は補助の対象になりません

生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、浄化槽設置経費に対する補助金を交付します。

▼補助対象

左表のとおり

人槽区分	限度額	
	①新規設置	②転換設置
5人槽	13万2千円	36万円
7人槽	17万3千円	46万2千円
10人槽	22万8千円	58万5千円
工口補助金	-	10万円

※①住宅を新築する際に浄化槽を

設置する場合。

※②既設の単独処理浄化槽や汲み取り槽の機能を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合。

※エコ補助金は②の条件を満たす場合の追加補助金。

▼申請期間 4月3日④～令和6年1月31日⑤

※1住宅1回限りの補助。

※交付は予算の範囲内に限る。

※申請手続きは一般的に浄化槽工事業者が代行して行っていますので、工事の契約をする前に浄化槽工事業者に確認してください。

▼申請・問合先 役場建設環境課 ■47-5036

木造住宅の耐震サポート

【木造住宅耐震診断】

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

▼対象となる建物(次の全てに該当する建物)

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て木造住宅、または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)
- ②平屋建てまたは2階建て

③在来軸組工法で建築したもの

▼申請できる人(次の全てに該当する人)

- ①対象住宅の所有者で居住者
- ②町税などの滞納がない
- ▼申請期間 4月17日④～9月29日⑤
- ▼申請方法 役場建設環境課で申請する
- ▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、印鑑
- ▼費用 千円(診断者への交通費)

【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】

▼対象となる建物 木造住宅耐震診断を受けた住宅

▼精密耐震診断の補助金 費用の50%で上限は13万6千円

▼耐震改修工事の補助金 費用の50%で上限は80万円

※申請方法や必要書類については、事前に確認してください。

▼申請・問合先 役場建設環境課 ■47-5031

住宅リフォーム補助金

申請前の購入・改修は補助の対象になりません

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

▼対象

- ①町内在住で、住民登録がある
- ②町税などの滞納がない
- ③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改修、補修に係る補助金を受けていない

▼補助対象住宅(次の全てに該当する住宅)

- ①自らが町内に所有し、かつ居住する
- ②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

▼町内施工業者による施行

①町内施工業者による施行

②工事費(消費税別)が20万円以上

③住宅の機能維持・機能向上を目的に行う住宅本体の改修、模様替え、増改築など

▼対象となる工事 住宅の増改築、内装・外装工事、建具工事(戸・障子・ふすま)、畳の張り替え、ガラス工事(アルミサッシ・戸)、台所・トイレ・風呂など水回り工事など

▼対象とならない工事

住宅本体以外の工事(物置・車庫・別棟離れの建築工事)、購入設備(家電製品・家具・備品)など

▼補助金額 工事費(消費税別)の10%で上限は20万円。

防犯カメラ設置費補助金

個人住宅に家庭用の防犯カメラを設置する場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内在住で、防犯カメラを設置する住宅に居住する
- ②防犯カメラを設置する住宅の所有者、または所有者の同意を得ている
- ③町税などの滞納がない

▼対象経費

カメラ・モニター・録画装置などの機器購入費、機器や「カメラ作動中」などの表示板設置に係る経費

▼補助金額 対象経費(消費税込)の50%で上限は2万円

※1住宅1回限りの補助。

※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合先 役場商工振興課 ■47-5026

申請前の購入・設置は補助の対象になりません

役場総務課 ■47-5018

